

# 大阪地域森林計画の変更について

## 地域森林計画と今回の変更内容について

### 1 地域森林計画について

森林・林業基本計画に示された目標等を実現するため、森林法第5条に基づき、都道府県知事が、全国森林計画に即し、森林計画区内の民有林について、5年ごとに樹立する10年を1期とする計画。（市町村が樹立する市町村森林整備計画の規範となる計画）

[地域森林計画において掲げる事項]（森林法第5条第2項の引用）

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項【新設】
- 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く）
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

### 2 計画期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日

### 3 今回の変更の内容

○森林区域の減少に関すること

- ・林地開発の完了に伴い森林区域が154ha減少する。

森林面積	54,504→54,350ha
------	-----------------

○森林法の一部改正に伴い、鳥獣害の防止に関する事項を追加

- ・鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針を追加する。
- ・事項の追加に伴い、現計画に記載している鳥獣の森林被害対策の方針を修正する。

○治山事業の計画量増加

- ・森林環境税事業の実施に伴い、計画量を30地区増加する。

実施すべき 治山事業の数	125→155地区
	前半5カ年の計画地区数 65→95地区

## 大阪地域森林計画変更の概要

○林地開発の完了に伴い森林区域が減少となったことによるもの。(計画書 P12)

### 減少面積 1 5 4 ha

変更後		変更前	
<b>II 計画事項</b>		<b>II 計画事項</b>	
第1 計画の対象とする森林の区域		第1 計画の対象とする森林の区域	
総数	5 4, 3 5 0	総数	5 4, 5 0 4
箕面市	1, 9 1 2	箕面市	2, 0 4 5
茨木市	2, 6 5 0	茨木市	2, 6 5 3
堺市	3 9 5	堺市	3 9 8
熊取町	4 3 9	熊取町	4 4 8
阪南市	1, 6 8 6	阪南市	1, 6 9 2
変更市町村		変更市町村	

### ・森林区域減少の概要

	所在	目的	面積 (ha)
①	箕面市上止々呂美	住宅地等の造成 (水と緑の健康都市第I区域の建設)	1 3 3
②	茨木市大字福井	道路の新設	3
③	堺市南区逆瀬川	住宅地の造成	3
④	熊取町大字小谷	太陽光発電所用地の造成	9
⑤	阪南市山中溪	太陽光発電所用地の造成	6
	計		1 5 4

○森林法の一部改正に伴い、地域森林計画に記載する項目を追加・修正するもの。(計画書P31)

変更後	変更前
<p>II 計画事項</p> <p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>1、2 【略】</p> <p>3 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p><u>(1)鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針</u></p> <p>ア <u>区域設定の基準</u></p> <p>「<u>鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について</u>」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカを対象として区域を設定する。なお、地域の実情に応じて、必要があればその他の鳥獣についても、上記の基準に基づいて定めるものとする。</p> <p>イ <u>鳥獣害の防止の方法に関する方針</u></p> <p>森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有することと考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。</p> <p>その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。</p> <p><u>(2)その他必要な事項</u></p> <p><u>鳥獣害防止対策の実施状況については、対策実施者からの速やか</u></p>	<p>II 計画事項</p> <p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>1、2 【略】</p> <p>【新設】</p>

な報告や、適宜行う森林パトロール、必要に応じて実施する森林所有者等からの情報収集等を通じて確認を行うものとする。

4 森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の森林被害対策の方針

【略】

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3(1)アに定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域以外を対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、森林組合等と協力して防除活動等を総合的かつ効率的に推進する。

(3)(4)(5) 【略】

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の森林被害対策の方針

【略】

(2) 鳥獣の森林被害対策の方針

鳥獣の森林被害については、シカによる被害が顕著となつている。シカの生息状況は、北摂地域に限定されているものの、近年著しく生息数が増加しており、分布域も拡大しつつある。そのため、生態系への影響も大きく、天然更新の阻害や下草植生の消失が広範にわたり、植栽木への食害のほか、特定植物種の消失や著しい減少、不嗜好樹種の増加等が確認されている。これらの状況に対応するため、植栽木への忌避剤散布や円筒状チューブの設置、植栽区域周囲の防鹿柵設置などの対策を推進するほか、農業被害対策との連携や鳥獣保護管理施策による頭数管理など、関係部局と連携を図りながら防除活動等を推進する。

(3)(4)(5) 【略】

○森林環境税事業の実施に伴い、治山事業の計画量を増加するもの。(計画書 P41)

30地区の増加

変更後		変更前				
5 保安林整備及び治山事業に関する計画 (1)～(2) (略) (3)実施すべき治山事業の数						
単位：地区		単位：地区				
森林の所在	治山事業 施行地区数		主な工種	備考		
	市町村	区域				
能勢町	上	杉	1	1	溪間工、森林整備	
	長	谷	1	1	溪間工、森林整備	
	山	田	3	3	溪間工、森林整備	
	天	王	3	3	溪間工、森林整備	
	山	辺	3	2	森林整備	
	宿	野	3	2	溪間工、森林整備	
	倉	垣	4	4	溪間工、森林整備	
	野	間中	2	2	溪間工、山腹工	
	地	黄	5	5	森林整備、山腹工、溪間工	
	野	間大原	1	1	森林整備	
豊能町	妙見山		1	1	溪間工、山腹工	
	吉川		1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
箕面市	上止々呂美		2	2	溪間工、森林整備	

池田市	木部 中川原町 伏尾町	1 1 1	0 0 1	溪間工 溪間工 溪間工、森林整備	池田市	木部 中川原町 (新規)	1 1	0 0	溪間工 溪間工
茨木市	銭原	1	1	溪間工、森林整備	茨木市	銭原	1	1	溪間工、森林整備
高槻市	川久保	1	0	溪間工、森林整備	高槻市	川久保	1	0	溪間工、森林整備
	二料	1	0	森林整備		二料	1	0	森林整備
	出灰	2	2	溪間工、山腹工		出灰	1	1	溪間工、山腹工
	萩谷	2	1	溪間工、山腹工、森林整備		萩谷	2	1	溪間工、山腹工、森林整備
	榎田	3	0	森林整備		榎田	3	0	森林整備
茨木市	成原 成合	2 1	2 1	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	茨木市	(新規) (新規)			森林整備
島本町	尺代	2	0	溪間工、山腹工、森林整備	島本町	尺代	2	0	溪間工、山腹工、森林整備
枚方市	津田 尊延寺	1 1	1 1	溪間工、山腹工、森林整備 溪間工、山腹工、森林整備	枚方市	津田 尊延寺	1 1	1 1	溪間工、山腹工、森林整備 溪間工、山腹工、森林整備
	星田 寺森	2 1	2 0	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備		星田 寺森	2 1	2 0	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備
交野市	傍森	2	1	溪間工、森林整備	交野市	傍森	2	1	溪間工、森林整備
	示治	1	0	森林整備		示治	1	0	森林整備
	倉部	3	3	溪間工、森林整備		倉部	3	3	溪間工、森林整備
	私市	2	0	森林整備		私市	2	0	森林整備
	私市	2	2	森林整備		私市	2	2	森林整備
四條畷市	南野 下田原	2 1	2 0	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	四條畷市	南野 下田原	1 1	1 0	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備
	寺川	1	1	溪間工、森林整備		寺川	1	1	溪間工、森林整備
東大阪市	日下町 六万寺町	2 1	1 0	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	東大阪市	日下町 六万寺町	1 1	0 0	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備



八尾市	山手町 東豊浦 石切 神立 黒谷	1 1 2 1 1	0 1 2 1 1	溪間工、森林整備 溪間工、山腹工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	(新規)								
河南町	平石 弘川 下河内	3 1 1	0 1 1	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	河南町	平石 弘川 (新規)	3 1	0 1	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備				
千早赤阪村	水分 千早 足谷	7 6 3	4 4 2	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	千早赤阪村	水分 千早 足谷	5 4 3	2 2 2	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備				
河内長野市	千石谷 滝畑西 滝畑東 加賀田 天見	8 5 1 4 3	4 2 0 3 2	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	河内長野市	千石谷 滝畑西 滝畑東 加賀田 天見	8 5 1 2 2	4 2 0 1 1	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備				
和泉市	父鬼 大野町 横尾山 仏並町 春木川	6 3 4 1 1	4 1 4 1 1	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	和泉市	父鬼 大野町 横尾山 (新規) (新規)	6 3 3	4 1 3	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備				
岸和田市	牛滝 塔原 大沢 北阪町 相川	1 1 1 1 1	1 0 1 1 1	森林整備 森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	岸和田市	牛滝 塔原 大沢 北阪町 (新規)	1 1 1 1	1 0 1 1	森林整備 森林整備 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備				

貝塚市	蕎原木	3	3	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	
泉野市	大木丸	3	2	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	
熊取町	久保	1	1	溪間工、森林整備	
泉南市	信達金熊寺 信達楠畑 信達葛畑	1 1 4	0 1 2	溪間工、森林整備、山腹工 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	
阪南市	桑畑	1	0	溪間工	
岬町	多奈川谷川	1	1	溪間工、森林整備	
合計		155	95		
貝塚市	蕎原 (新規)	3	3	溪間工、森林整備	
泉野市	大木丸	3	2	溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	
熊取町	久保	1	1	溪間工、森林整備	
泉南市	信達金熊寺 信達楠畑 信達葛畑	1 1 4	0 1 2	溪間工、森林整備、山腹工 溪間工、森林整備 溪間工、森林整備	
阪南市	桑畑	1	0	溪間工	
岬町	多奈川谷川	1	1	溪間工、森林整備	
合計		125	65		



(案)

# 大阪地域森林計画書 ( 変 更 )

(大阪森林計画区)

計画期間

自 平成**27**年 4月 **1**日

至 平成**37**年 3月**31**日

第1回変更平成 **28**年3月 **31**日作成

第2回変更平成 年 月 日作成

大 阪 府

# 目 次

II 計画事項 .....	1 1
第1 計画の対象とする森林の区域 .....	1 2
(略)	
第4 森林の保全に関する事項 .....	3 1
<u>3 鳥獣害の防止に関する事項</u>	
<u>(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針</u> .....	3 1
<u>(2) その他必要な事項</u> .....	3 1
<u>4 森林の保護に関する事項</u> .....	3 1
(1) 森林病虫害等の森林被害対策の方針 .....	3 1
(2) <u>鳥獣害対策の方針 (3に掲げる事項を除く)</u> .....	3 1
(略)	
第6 計画量等	
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	
(略)	
(3) <u>実施すべき治山事業の数量</u> .....	4 1
6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期 .....	4 3

## 変更の理由

森林法第5条第5項の規定に基づき、地域森林計画に定める次に掲げる事項について変更する。

## 変更する計画事項

- 1 II 計画事項の『第1 計画の対象とする森林の区域』
  - ・ 林地開発行為の完了に伴い、計画対象森林面積を変更する。
  
- 2 II 計画事項の『第4 森林の保全に関する事項』に  
『3 鳥獣害の防止に関する事項』を追加
  - ・ 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針を追加する。
  - ・ 上記の追加に伴い、現計画の『鳥獣の森林被害対策の方針』を『鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）』に変更する。
  
- 3 II 計画事項の『第6 計画量等』
  - ・ 森林環境税事業の実施に伴い、治山事業計画量を変更する。

なお、上記以外の事項については、現計画書のとおりである。



## Ⅱ 計画事項



## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

区分	面積		
総数	<u>54,350</u>		単位 : h a
豊中市	2	河内長野市	7,311
池田市	543	松原市	-
箕面市	<u>1,912</u>	羽曳野市	247
豊能町	2,188	藤井寺市	-
能勢町	7,668	大阪狭山市	-
吹田市	2	太子町	515
高槻市	4,482	河南町	1,205
茨木市	<u>2,650</u>	千早赤阪村	2,928
摂津市	-	堺市	<u>395</u>
島本町	971	岸和田市	1,859
守口市	-	泉大津市	-
枚方市	447	貝塚市	1,768
八尾市	482	泉佐野市	1,979
寝屋川市	9	和泉市	3,062
大東市	282	高石市	0
柏原市	717	泉南市	2,229
門真市	-	阪南市	<u>1,686</u>
東大阪市	1,008	忠岡町	-
四條畷市	734	熊取町	<u>439</u>
交野市	961	田尻町	-
大阪市	0	岬町	3,419
富田林市	250		

## (2) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林において、保安林機能の回復・増進を図るため要整備森林の森林施業を推進する。

## (3) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、保安林台帳の整備等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

## 3 鳥獣害の防止に関する事項

### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

#### ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカを対象として区域を設定する。なお、地域の実情に応じて、必要があればその他の鳥獣についても、上記の基準に基づいて区域を設定するものとする。

#### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有することと考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

## (2) その他必要な事項

鳥獣害防止対策の実施状況については、対策実施者からの速やかな報告や、適宜行う森林パトロール、必要に応じて実施する森林所有者等からの情報収集等を通じて確認を行うものとする。

## 4 森林の保護に関する事項

### (1) 森林病虫害等の森林被害対策の方針

森林病虫害等の森林被害発生に対し、森林病虫害等防除事業等を活用し、予防、早期駆除に努める。特に、ナラ枯れ被害については、森林パトロール等を通じた早期発見により適切な措置を行うとともに、特に歩道沿いや人家裏など、人的被害の恐れのある箇所を優先して対策を実施する。

また、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3(1)アに定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域以外の対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、森林組合等と協力して防除活動等を総合的かつ効率的に推進する。

## (3)実施すべき治山事業の数

単位：地区

森林の所在		治 山 事 業 施行地区数		主な工種	備 考
市町村	区域		前半5ヵ年の 計画地区数		
能 勢 町	上 杉	1	0	溪間工、森林整備	
	長 谷	1	0	溪間工、森林整備	
	山 田	3	1	溪間工、森林整備	
	天 王	3	3	溪間工、森林整備	
	山 辺	<u>3</u>	<u>2</u>	森林整備	
	宿 野	<u>3</u>	<u>2</u>	溪間工、森林整備	
	倉 垣	4	0	溪間工、森林整備	
	野 間 中	2	2	溪間工、山腹工	
	地 黄	5	5	森林整備、山腹工、溪間工	
野 間 大 原	1	0	森林整備		
豊 能 町	妙 見 山	1	1	溪間工、山腹工	
	吉 川	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、山腹工、森林整備</u>	
箕 面 市	上 止 々 呂 美	2	2	溪間工、森林整備	
池 田 市	木 部	1	0	溪間工	
	中 川 原 町	1	0	溪間工	
	伏 尾 町	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、森林整備</u>	
茨 木 市	銭 原	1	1	溪間工、森林整備	
高 槻 市	川 久 保	1	0	溪間工、森林整備	
	二 料	1	0	森林整備	
	出 灰	<u>2</u>	<u>2</u>	溪間工、山腹工	
	萩 谷	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	榎 田	3	0	森林整備	
	原	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>溪間工、森林整備</u>	
成 合	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、森林整備</u>		
島 本 町	尺 代	2	0	溪間工、山腹工、森林整備	
枚 方 市	津 田	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	尊 延 寺	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
交 野 市	星 田	2	2	溪間工、森林整備	
	寺	1	0	溪間工、森林整備	
	森	<u>2</u>	<u>1</u>	溪間工、森林整備	
	傍 示	1	0	溪間工、森林整備	
	倉 治	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	

	私 部	2	0	溪間工、森林整備	
	<u>私 市</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>溪間工、森林整備</u>	
四 條 畷 市	南 野	<u>2</u>	<u>2</u>	溪間工、森林整備	
	下 田 原	1	0	溪間工、森林整備	
大 東 市	<u>寺 川</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、森林整備</u>	
東 大 阪 市	日 下 町	<u>2</u>	<u>1</u>	溪間工、森林整備	
	六 万 寺 町	1	0	溪間工、森林整備	
	山 手 町	1	0	溪間工、森林整備	
	東 豊 浦	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	石 切	<u>2</u>	<u>2</u>	溪間工、森林整備	
八 尾 市	<u>神 立</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、森林整備</u>	
	<u>黒 谷</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、森林整備</u>	
河 南 町	平 石	3	0	溪間工、森林整備	
	弘 川	1	1	溪間工、森林整備	
	<u>下 河 内</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、森林整備</u>	
千 早 赤 阪 村	水 分	<u>7</u>	<u>4</u>	溪間工、森林整備	
	千 早	<u>6</u>	<u>4</u>	溪間工、森林整備	
	足 谷	3	2	溪間工、森林整備	
河 内 長 野 市	千 石 谷	8	4	溪間工、森林整備	
	滝 畑 西	5	2	溪間工、森林整備	
	滝 畑 東	1	0	溪間工、森林整備	
	加 賀 田	<u>4</u>	<u>3</u>	溪間工、森林整備	
	天 見	<u>3</u>	<u>2</u>	溪間工、森林整備	
和 泉 市	父 鬼	6	4	溪間工、森林整備	
	大 野 町	3	1	溪間工、森林整備	
	槇 尾 山	<u>4</u>	<u>4</u>	溪間工、森林整備	
	仏 並 町	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、森林整備</u>	
	春 木 川	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、森林整備</u>	
岸 和 田 市	牛 滝	1	1	森林整備	
	塔 原	1	0	森林整備	
	大 沢	1	1	溪間工、森林整備	
	北 阪 町	1	1	溪間工、森林整備	
	<u>相 川</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、森林整備</u>	
貝 塚 市	蕎 原	3	3	溪間工、森林整備	
	<u>木 積</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工、森林整備</u>	
泉 佐 野 市	大 木	3	2	溪間工、森林整備	
	土 丸	1	0	溪間工、森林整備	
熊 取 町	久 保	1	1	溪間工、森林整備	

泉 南 市	信 達 金 熊 寺	1	0	溪間工、森林整備、山腹工	
	信 達 楠 畑	1	1	溪間工、森林整備	
	信 達 葛 畑	4	2	溪間工、森林整備	
阪 南 市	桑 畑	1	0	溪間工	
岬 町	多 奈 川 谷 川	1	1	溪間工、森林整備	
合 計		<u>155</u>	<u>95</u>		

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期  
該当無し